

承継（廃院）までのチェックリスト

チェックリストでの未了事項が今後必要な手続きとなります

番号	項目	チェック項目	完了	未了	備考
1	人的関係	承継者は決定していますか			
2		スタッフに退職金準備はできていますか			
3		ご自身の退職金の準備はできていますか			
4		過去の節税対策の出口戦略はできていますか			
5		ご自身の承継後の処遇は決まっていますか			
6	設備関係	承継までのスケジュール表の作成はしていますか			
7		テナントとの賃貸契約を確認していますか (解約予告日・現状回復工事・保証金敷金)			
8		承継前の設備投資の必要はありませんか			
9		設備等で承継しないものはありますか			
10	資金関係	借入金、リースは承継前までに終了しますか			
11		借入金等の個人保証は解除できますか			
12		医療法人からの借入は解消できますか			
13		医療法人への貸付は回収できますか			
14	係	承継後の個人財産の確認はできていますか			
15	その他	医事訴訟、トラブル等は解決していますか			
16		重要書類等の保管はできていますか (各種契約書、保健所関係書類)			

第7回安心会計ボーリング大会への 多数のご参加ありがとうございました

今回は60名の参加をいただきありがとうございました。スコア集計の結果、個人賞は林智幸様(かんざわ歯科クリニック) チーム賞は医療法人社団竹和会様が優勝となりました。12月中に各種賞品をお贈りいたします。

年末年始休業のお知らせ

年末年始休業期間：2019年12月28日(土)から2020年1月5日(日)

2020年1月6日(月)より通常営業いたします

良いお年をお迎え下さい

歯科会計

2019年診療収入の減少はありませんでしたか？

患者データ表を活用して2020年の診療収入の改善にお役立て下さい

年月	日数	レプト 点数	件数	1件 点数	実 日数	1人 点数	1日 人数	月回数	新患 人数	再初診 人数	再診 人数	完了 数	自費収入	診療実績
1月	20.5	355,872	330	1,078	528	674	25.8	1.60	25	96	209	148	1,516,229	5,074,949
2月	21.0	388,596	330	1,178	564	689	26.9	1.71	25	98	207	112	1,809,204	5,695,164
3月	23.2	439,740	364	1,208	630	698	27.2	1.73	25	116	223	110	2,047,607	6,445,007
4月	22.2	413,162	356	1,159	613	674	27.6	1.72	29	103	224	148	2,060,923	6,192,543
5月	20.7	365,840	316	1,156	538	680	26.0	1.70	24	94	198	126	1,756,509	5,414,909
6月	23.0	447,365	374	1,195	655	683	28.5	1.75	32	112	230	119	2,259,240	6,732,890
7月	23.2	421,094	353	1,192	622	677	26.8	1.76	28	104	221	126	2,231,935	6,442,875
8月	20.5	366,916	322	1,139	538	682	26.2	1.67	25	96	201	151	1,865,359	5,534,519
9月	20.8	382,722	339	1,130	562	681	27.0	1.66	27	99	213	128	2,696,922	6,524,142
10月	19.7	323,016	315	1,027	516	626	26.2	1.64	14	99	202	105	1,278,540	4,508,700
11月														
12月														
合計	214.8	3,904,323	3,400	11,462	5,766.0	6,764.0	268.1	1.7	254	1,017	2,129	1,273	19,522,468	58,565,698
平均	21.5	390,432	340	1,146	577	676	26.8	1.69	25	102	213	127	1,952,247	5,856,570
前年 平均	22.5	429,434	359	1,195	632	680	28.1	1.76	31	108	221	140	1,968,109	6,262,448
前々年 平均	22.6	430,763	360	1,197	648	664	28.7	1.80	32	107	221	127	1,838,312	6,145,942

2019年1月から10月歯科患者データ仮集計

1. 2019年特別事項

- (1) 4月・5月の10連休
- (2) 9月消費税増税前駆け込み需要
- (3) 10月消費税増税実施

2. 自医院の診療収入が減少していたら確認して下さい

患者データの増減	影響	対応
診療日数の減少	① 実日数の減少 ② 新患数、再初診数、再診数の減少 ③ 月回数の減少 ④ 自費収入減少	① 特別事項によるものか否か ② 2020年の日程計画
レセプト件数の減少	① 実日数の減少 ② 月回数の増加による完了数増加	① 新患・再初診対策
実日数の減少	① 新患・再初診・再診数減少 ② 月回数減少	① アポイント確認 ② 1診療時間確認 ③ 人員・設備確認
1回点数の減少	① 実日数の増加（月回数増加） ② 1診療時間減少	① 1診療時間確保 ② アポイント確認
月回数の減少	① アポイント間隔長期化	① 人員・設備確認 ②

ドクター会計

令和 2 年分所得税改正事項

令和元年も残り 1 か月を切りました。来年、令和 2 年の所得税では、平成 30 年度の税制改正により、いくつかの改正項目がありますので、今回はその内容について確認します。

1. 給与所得控除の改正

給与収入から差し引かれる給与所得控除は一律 10 万円引き下げられます。また、現行 1,000 万円だった上限額が 850 万円に、220 万円だった控除額が 195 万円に引き下げられているため、給与収入が高い方については、負担増となります。ただし、23 歳未満の扶養親族がいる人や、特別障害者に該当する扶養親族がいる介護世帯等は、改正前と負担が変わらないようにする調整があります。

給与収入金額	給与所得控除額 (改正前)	給与所得控除額 (改正後)	
		子育て・介護世帯以外	子育て・介護世帯
162.5万円以下	65万円	55万円	55万円
162.5万円超180万円以下	収入×40%	収入×40%-10万円	収入×40%-10万円
180万円超360万円以下	収入×30%+18万円	収入×30%+8万円	収入×30%+8万円
360万円超660万円以下	収入×20%+54万円	収入×20%+44万円	収入×20%+44万円
660万円超850万円以下	収入×10%+120万円	収入×10%+110万円	収入×10%+110万円
850万円超		195万円	195万円+(収入金額-850万円)×10%
1,000万円超	220万円		210万円

2. 基礎控除の改正

現行の基礎控除は 38 万円です。所得に関わらず誰でも同じ額となっています。来年からは一律 10 万円引き上げられ 48 万円の控除額となりますが、高所得者については段階的に控除額が引き下げられます。1 の改正と合わせて給与収入 850 万円以下の方は実質変わらないこととなります。

合計所得	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超2,450万円以下	38万円	32万円
2,450万円超2,500万円以下	38万円	16万円
2,500万円超	38万円	0円

3. 公的年金等控除の改正

改正により、公的年金等控除が一律 10 万円引き下げられます。また①公的年金等の収入が 1,000 万円超の場合 195.5 万円が上限に、②公的年金以外の収入が 1,000 万円超の場合、控除額 10 万円引き下げ、③公的年金以外の収入が 2,000 万円超の場合、控除額 20 万円引き下げとなります。

4. 青色申告特別控除の改正

令和 2 年より青色申告特別控除が現行の 65 万円から 55 万円に引き下げられます。ただし、電子申告を行うことにより、引き続き 65 万円の控除を受けることができます。

医療承継

路線価評価に異例判決

相続税における土地の評価は路線価地域に関しては路線価をベースとした算定基準が定められています。今回、国税当局と相続人で争いとなったとある一つの相続事案において、東京地裁で土地の評価につき「実際の取引価格との差が大きく、路線価に基づく相続財産の評価は不適切である」という判決がでました。

「路線価に基づく相続財産の評価は不適切」とした東京地裁判決が波紋を広げている。国税庁は路線価などを相続税の算定基準としているが、「路線価の4倍」とする国税当局の主張を裁判所が認めたからだ。路線価は取引価格の8割のため節税策として不動産を購入する人もいる。だが相続税の基準となる路線価と、取引価格に大きな差があれば注意が必要だ。

今回、2棟のマンションを13億8700万円で購入した男性が2年半～3年半後に死亡。相続人は路線価から2棟の財産を約3億3000万円と評価。国税当局は不動産鑑定の価格約12億7300万円を基に「相続税の申告漏れにあたる」と指摘し、相続人全体に約3億円の追徴課税処分を行ったが、相続人らは取り消しを求めて提訴していた。

今回、国税当局は国税庁長官の指示で財産の評価を見直すことができる通達の規定を適用し価格を見直している。通達は国税当局の判断で財産の評価を変えられるため「国税の伝家の宝刀」とも呼ばれている。だがどんな場合に宝刀が抜かれるか明確な基準はなく、判決に困惑する税理士も少なくない。

(令和元年11月19日 日本経済新聞より抜粋)

<当該事例のポイント>

- ・ 亡くなる直前に約13億円でマンション2棟を購入
- ・ 購入のための借入金も加味し、相続税はゼロとして申告があった
- ・ 実際の購入価格は路線価評価額の約4倍と大きなひらきがあった

<考察>

相続対策としては一見すると理にかなっているものと思われます。

しかし、今回の事例は規模も大きく、亡くなる直前であり、不当に相続税を減少させる目的での行動であると認められたものと考えられます。いきすぎた事案であると東京地裁も判断したということでしょう。どこまでの規模なら許容範囲か？という明確な部分がないところですので難しい論点といえます。

当該事案は、高裁・最高裁と進んでいくものと思われますので今後の進展に注意が必要であるとともに、いきすぎた相続対策にも注意が必要です。